

■輸入が禁止されている医薬品等にご注意を！

- 「麻薬及び向精神薬取締法」によって、麻薬を輸入する場合は、地方厚生局長の許可が必要です。また、向精神薬を輸入する場合についても制限があります。
- 覚せい剤及び覚せい剤原料は、「覚せい剤取締法」によって、輸入できません。
- 大麻草、大麻樹脂等は「大麻取締法」によって、輸入できません。
- 「ワシントン条約」（絶滅のおそれがある野生動植物の種の国際取引に関する条約）に基づき、輸入できない医薬品。

- （○ 犀角（サイカク：サイの角）
○ 麝香（ジャコウ：ジャコウ鹿の分泌物）
○ 虎骨（ココツ：トラの骨）
○ 熊胆（ユウタン：クマの胆のう））など

※これらの成分を含む医薬品も輸入できません。

外国製医薬品・化粧品等の個人輸入に関する手続きについてもっと詳しくお知りになりたい場合は、次の地方厚生局の薬事専門官にお尋ね下さい。

関東信越厚生局

☎ 048-740-0800

近畿厚生局

☎ 06-6942-4096

九州厚生局沖縄麻薬取締支所

☎ 098-854-2584

■ダイエット用・強壮用食品や外国製医薬品、化粧品等を海外から持ち込む方、個人輸入する方へ

日本国内で販売される医薬品や化粧品などは薬事法で有効性と安全性が確認されています。海外からの持ち込みや個人輸入の場合は、このような保証はなく、健康被害が起きた場合も全て個人の責任となり、健康被害救済制度の対象なりません。

また、一部のダイエット用・強壮用食品等においては、医薬品成分が混入されている事例や健康被害が報告されている事例がありますのでご注意下さい。

【事例】

- ステロイドホルモンを含まず、アトピー性皮膚炎等に効果があると称した軟膏に、ステロイドホルモンが含まれていた事例。
- ダイエット用食品として輸入したものに、医薬品成分「N-ニトロソフェンフルラミン」や「甲状腺末」が含まれており、健康被害を生じた事例。
- 海外でサプリメントとして販売されていた製品に、医薬品成分（エフェドラ）等が含有していたため、海外で死亡を含む重篤な健康被害が生じた事例。

これらの製品を個人輸入する際には、主治医との相談を心がける等、安易に個人輸入をしないようご注意下さい。

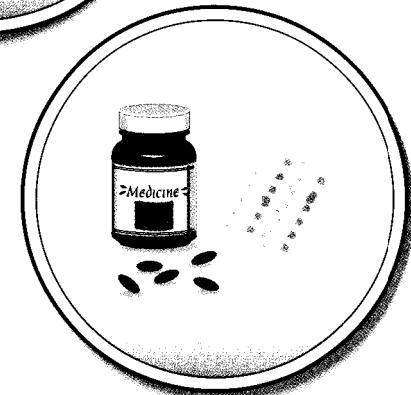
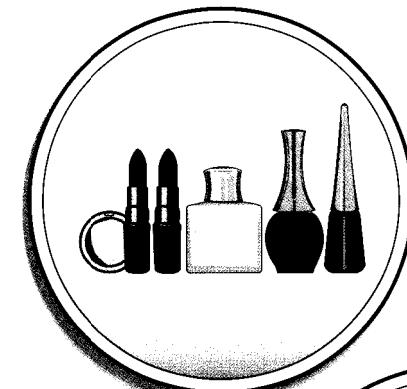
■個人輸入代行業者の利用について

- 輸入代行業とは、輸入者の要請に基づき個別商品の輸入に関する手続きを行うものです。代行業者による商品の発送等の輸入行為や無承認無許可医薬品等のリストを提示し、その輸入の希望を募る行為は薬事法で禁じられております。このような違法業者には十分ご注意下さい。
- 輸入代行業を通じて購入した場合のトラブルが増えています。個人輸入の場合、何かトラブルが起きても個人の責任となり、ご自身で対応しなくてはならなくなりますのでご注意下さい。

健康食品や外国製医薬品、

化粧品等と上手につきあうために

厚生労働省



問い合わせ先

厚生労働省

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

電話 話：03-5253-1111（代表）

ホームページ：http://www.mhlw.go.jp

■ 外国製医薬品、化粧品等の個人輸入について

医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器を営業目的で輸入し、販売・譲渡する場合は、薬事法によって、厚生労働大臣又は都道府県知事の許可が必要です。

個人が、自分で使用するために輸入する場合又は海外から持ち帰る場合は、厚生労働大臣等の許可は必要ありませんが、輸入できる数量が次の通り制限されています。この量を超えた場合、原則輸入できません。

また、医療機関を受診しないで個人で使用することにより、重大な健康被害の起きるおそれがある医薬品は、輸入を制限しております。

輸入した医薬品等は、もちろん、他人への販売・授与はできません。

なお、個人輸入した製品による健康被害が起きた場合、全て個人の責任となり、健康被害救済制度の対象になりませんのでご注意下さい。

● 医薬品及び医薬部外品

2ヶ月分以内

ただし、処方せん薬は1ヶ月分以内
輸入を制限している製品：経口妊娠中絶薬 他

※ 処方せん薬／使用にあたって処方せんが必要な医薬品
(例：糖尿病用薬)

※ 医薬部外品／養毛剤、浴用剤など人体への作用が緩やかなもの

● 化粧品

1種類24個以内

(例えば口紅の場合、ブランド・色にかかわらず口紅として24個以内)

● 医療機器

1セット(家庭用のみ)

※ 電気マッサージ器など家庭で使用するものに限る

● 海外で健康食品として販売されているものであっても、医薬品成分が含まれていたり、効能効果が標ぼうされていたため、医薬品に該当し、輸入できなかつた事例があります。

● 個人輸入代行業者を通じて外国製医薬品・化粧品等を個人輸入する時も、同様の制限があります。インターネット等を通じた個人輸入の場合も同様です。

■ 健康食品を購入される方へ

購入時の注意事項

- 海外で健康食品（サプリメントを含む）として販売されているものであっても日本では医薬品であるものがあります。
- 健康食品を購入する際は、バランスの良い食生活が基本であることを認識し、ご自身の健康状態、栄養状態を把握したうえで、必要なものを選択してください。なお、国が安全性・有効性を評価し許可した食品として「特定保健用食品」がありますので、目的に合わせて利用してください。
- 健康食品を購入する際は、短期間に効果が現れる、病気が治るなどの虚偽誇大な表現をしたものに注意してください。

使用時の注意事項

- 錠剤、カプセル剤等のものは過剰に摂取することがないよう摂取目安量を守ってください。
- 医薬品と併用する場合や複数の健康食品を同時に摂取する場合は、思わぬ健康被害を引き起こすことがありますので、医師、薬剤師等に相談してください。
- 健康食品を摂取して、健康状態を害したと思われる場合は、早期にお近くの医療機関や保健所に相談してください。
- なお、詳しい情報は、インターネットでも紹介しています。

【厚生労働省ホームページ 食品安全情報】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>

【独立行政法人国立健康・栄養研究所ホームページ】

・「健康食品」の安全性有効性情報
<http://hfnet.nih.go.jp/main.php>
・健康食品Q&A集
<http://hfnet.nih.go.jp/contents/detail.php?no=278>

参考

厚生労働省より健康被害のおそれ等から 製品名等を公表している製品

医薬品成分が混入しており、当該製品を摂取し健康被害の報告があった製品(死亡例を含む)および健康被害がおきるおそれがある製品

▶ 食欲抑制剤(フェンフルラミン)等の医薬品成分が検出されたダイエット用を標ぼうする健康食品。

- ・御芝堂減肥胶囊
- ・纤之素胶囊
- ・茶素减肥 他

▶ 強壮剤(シルデナフィル)等の医薬品成分が検出されている強壮・强精用を標ぼうする健康食品。

- ・蟻力神(イーリーン)
- ・威哥王(ウェイカワン)
- ・三便宝 他

食品衛生法により健康を損なうおそれがあるとして販売等が禁止されているもの

- ・アマメシバの粉末等の加工食品
- ・シンフィツム(いわゆるコンフリー)及びこれを含む食品

注) これらの製品に関する情報は

厚生労働省ホームページ 健康食品による被害関連情報

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hokenkinou/4c.html>
をご覧下さい。

なお、これらの製品が販売されているという情報を入手された場合は、お手数ですがお近くの保健所へ情報の提供をお願いします。

また、医薬品成分が検出された製品については、輸入の制限を受けますのでご注意下さい。